

砂川市訓令第6号

令和5年1月20日

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成25年訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「砂川市障害者福祉計画」を「砂川市障がい者計画」に、「砂川市障害福祉計画」を「砂川市障がい福祉計画」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年1月20日から施行する。